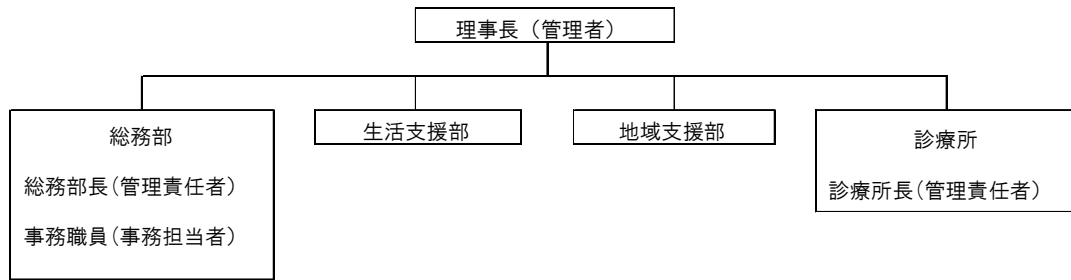


特別管理産業廃棄物処理計画書		令和8年6月8日
(宛先) 高崎市長		
提出者 住所 群馬県高崎市寺尾町 2120-2 氏名 独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 理事長 田中 正博 電話番号 027-325-1501		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。		
事業場の名称	独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	
事業場の所在地	群馬県高崎市寺尾町 2120-2	
計画期間	令8年4月1日～令和9年3月31日	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項		
①事業の種類	P85 社会保険・社会福祉・介護事業 P83 医療業	
②事業の規模	・障害者入所施設 定員 160名 ・グループホーム 定員 41名 ・診療所（外来のみ）	
③従業員数	294名	
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<p><障害者入所施設及びグループホーム 紙おむつ> 各発生源（生活寮 他）にて分別廃棄し、施設内保管場所で保管する。収集運搬委託業者が週4回（月・水・金・土曜日）回収し、同日中に中間処理施設まで持ち込み、処理を行う。</p> <p><診療所 医療廃棄物> 診療所にて分別廃棄し、専用容器で保管する。収集運搬業者が随時回収し、同日中に中間処理施設まで持ち込み、処理を行う。</p>	

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物 (紙おむつ)	感染性廃棄物 (医療廃棄物)
	排出量	72.59 t	0.14 t
	(これまでに実施した取組) 廃棄物の分別の徹底。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物 (紙おむつ)	感染性廃棄物 (医療廃棄物)
	排出量	80 t	1 t
	(今後実施する予定の取組) 廃棄物の分別の徹底。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <医療廃棄物> ・バイオハザードマーク橙色：ビニール袋+ダンボール ・バイオハザードマーク黄色：専用容器
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <医療廃棄物> ・バイオハザードマーク橙色：ビニール袋+ダンボール ・バイオハザードマーク黄色：専用容器

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物 (紙おむつ)	感染性廃棄物 (医療廃棄物)
	全 処 理 委 託 量	72.59 t	0.14 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	72.59 t	0.14 t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	委託基準に従って業者を選定し、書面による契約を実施。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物 (紙おむつ)	感染性廃棄物 (医療廃棄物)
	全処理委託量	80 t	1 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	80 t	1 t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	委託基準に従って業者を選定し、書面による契約を実施。		
電子情報処理組織の 使用に関する事項	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニ ル廃棄物を除く。)	72.73	t
	(今後実施する予定の取組等)		
	令和元年度より電子マニフェストを使用。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上の事業場ごとに 1 枚作成すること。
- 2 当該年度の 6 月 30 日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物の海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第 6 条の 14 第 2 号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 3 の 3 第 1 項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第 2 条の 4 第 5 号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が 50 トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 8 条の 31 の 4 に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が 3 以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。